

晋南朝の税制をめぐって : 晋故事の税制を論じて 「均政役」の解釈に及ぶ

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2244058>

出版情報 : 史淵. 102, pp.43-75, 1970-03-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

晋南朝の税制をめぐって

—晋故事の税制を論じて「均政役」の解釈に及ぶ—

越 智 重 明

は し が き

晋南朝の税制については周知のようにさまざまの見解が示され、統一の見解の示されている局面は殆んどない。その最大の理由としては現存史料が少なく、かつ断片的であることがあげられる。ところで、そうした少ない史料のなかにおいて初学記絹第九に引く晋故事の記事は、晋書食貨志に見える晋の税制をより明確にすべきものとして貴重である。本稿は第一に、右の晋故事の記事を検討し、そこに見える税制を説明しようとするものである。

さて、晋故事には「課田」の対象となる民丁と諸侯に絹などを納める封戸の民との税制が見えている。後者は本質的に編戸の民すなわち一般郡県民としての性格をもつものである。ところで、魏末から西晋初めにかけて典農官が廃止された。その際目的あるいは目標とするものは「以均政役」であるが、それは、典農官の廃止にともなうて旧来そのもとにあった（一般郡県民とは違ふ）典農部民 \parallel 典農部屯田民の税（役）がどのようになったのかということ、さらに具体的にいえば「課田」の対象となるかつての典農部民の税（役）と一般郡県民の税（役）とが、この際お互にどのような「変化」を示しつつ、（全体的に見た際）均等化されて行こうとしたのかということ、を推測させる根本史料である。本稿は第二に、右のような観点から「均政役」の問題をとりあげる。

ところで、晋南朝の税制をとりあげるとすれば、晋書食貨志に見える東晋の咸和五年の度田收租制において、十一の税

が畝ごとに米三升であったという記事を再検討する必要がある。当時の稲の収穫量からいってこの米三升は米三斗の誤りとせざるをえない。本稿は第三に、隋書食貨志などの記事との対比によって右の畝ごとに米三斗という理解に正当性を与えようとするものである。この検討の間に南朝の他の税制にもふれることとする。

また、梁時代のおわりごろにはインフレーションが進んだことが指摘されている。これが官吏の給与(支給の方法)とどのような関係があったかということが問題となる。本稿は第四に、梁陳時代の官吏の給与の「財源」としての禄秩の内容をとりあげ、あわせてその点にふれることとする。

なお、右の諸問題に関する私見で、かつて筆者が述べたものと違ふところは、本稿のように改めるものとする。

一、諸侯の国秩

本節は、初学記綱第九に引く晋故事の記事を検討するのに必要な範囲で西晋時代の諸侯(公、侯、伯、子、男)の国秩をとりあげる。

西晋時代の諸侯の国秩に関する史料としてはつぎの三つがあげられる。(一)、(二)、(三)はともに百納本による。

(一) 初武帝踐祚、封宣帝孫永為東莞郡王。始置二卿。(公)侯以下置官属、随国大小、無定制。諸侯並三分食一。東晋

元帝太興元年(西紀三一八年)、始置九分食一。公侯以下国、官属通減。(通典卷三十一 職官十三 歷代王侯封爵)

(二) 晋文帝為晋王。命裴秀等、建立五等之制。武帝泰始元年(西紀二六五年)：罷五等之制。公侯邑万户以上為大国、

五千戸以上為次国、不滿五千戸為小国。而江右、諸国並三分食一。元帝渡江、太興元年、始制九分食一。(晋書

卷十四地理志上)

(三) (前略) 晋江右、公侯以下置官属、随国小大、無定制。晋江左、諸国並三分食一。元帝太興元年、始制九分食一。

(宋書卷四百官志下)

このうち(一)と(二)とは、西晋時代(制度が一応完備してのち)諸侯の国がすべて「三分食一」で、太興元年元帝が即位して東晋を建てて以後すべて始めて「九分食一」となったのを示している。しかし、(三)では、西晋の天下統一後、江左(呉の旧領)の諸侯の国だけが「三分食一」であったが、東晋建国以後諸侯の国が、すべて始めて「九分食一」となったのを示している。この両者の記述は相反するが、結論的にいえば、(一)、(二)に従い(三)の「江左」は「江右」の誤りとすべきであろう。以下それについての私見を述べるが、そのまゝに若干のことにふれておく。まず江右、江左という語についてであるが、こうした際二つの用法が予想される。その一は、国家の主としてよっていた地域に基づいた用法で、具体的には江右が西晋という国あるいはその時代、江左が東晋という国あるいはその時代を指す。(二)の江右はこれに該当する。)その二は、地理的条件に基づいた用法で、具体的には江右が長江の右、江左が長江の左を指す。つぎに、(一)、(二)、(三)で西晋時代「三分食一」とされているものの範囲についてであるが、(一)は西晋時代諸侯の国からの封秩が「三分食一」であったが、東晋建国の年である太興元年に、始めてそのなかに「九分食一」がおかれたのを示している。この際、晋書卷七成帝紀咸和元年(西紀三二六年)十一月の条に、「改定王侯国秩、九分食一。」とあって、太興元年にはいまだ諸侯のうちの王侯が「三分食一」であったのを推測させているのをあわせ考えると、太興元年に「九分食一」になったのは、諸侯のうちの公侯伯子男の五等の諸侯だけであったのが想定される。ここで(二)、(三)を見ると、五等の諸侯を対象に太興元年に始めて「九分食一」を制したのが察せられる。これは自らさきの想定と合致する。(以下、諸侯という語を公侯以下の五等の諸侯という意味で使用する。)

さて、右に引用した(三)の場合、その記事のまえにある王国などの官制に関する記事にあっても、また(三)の記事のなかの東晋の太興元年の「始制九分食一」の記事においても、ともに全国的規模において事が論じられており、特定の地域のもの論じられているわけではない。これは(三)に「晋江右、公侯以下置官属、随国小大、无定制。」とあるものが、西晋(という国あるいはその時代)の公侯以下の諸侯の国の官属について述べたものであるのを示唆しているとされよう。(一)と

対照した際、この予想は正しいということが出来る。こうしたことを確めたうえで、改めて(三)に「晋江左、諸国並三分食一。」とあるのを取りあげてみよう。その「晋江左」は「晋江右」と対比すべきものとして、東晋を意味するとしなければならぬが、(一)、(二)、(三)のすべてに見えるように、東晋では諸侯は始めから「九分食一」である。そうするとこの記事はそのままでは理解できず、その「江左」は「江右」と改めなければならない。(このように理解した際、「晋江右、公侯以下置官属、随国小大、無定制。晋江左、諸国並三分食一。」とあるのが、全体として西晋における諸侯の国の官属と封秩とを述べたものとなり、その前後の記述のしかたとも一致して非常にすっきりする。またそれは(三)の「江右、諸国並三分食一。」とも一致する。)なお、(三)において「晋江左」とわざわざ「晋」の文字を入れたのは、(前略)とした「晋武帝」以下の記述において、晋制を述べながらも、途中で「晋時代王国で傳といったものについて」宋世復改日師」とあり、「宋氏以来一用晋制。…」とあるように、ときとして宋時代のことを混え記しているので、晋時代のことであることを一段と明確にするため、あえて「晋」の文字を入れ、それを「晋江左諸国、並三分食一。」と「元帝太興元年、始制九分食一。」との両者にかけたのであろう。

ここで念のため、(三)の「晋江右、公侯以下置官属、随国小大、無定制。」と「晋江左、諸国並三分食一。」とをともに文字に誤りがないものと仮定して考えてみよう。この際前者は西晋の諸侯の国の官属について述べたものであり、後者は西晋の天下統一後、江左(長江の左)の諸侯の国の封秩について述べたものであるということになり、かつ後者は諸侯の封秩を述べたものとして「元帝太興元年、始制九分食一。」に続くことにならう。ところで、ここでは(一)江右と江左との語の内容が対応しない。すなわち、(三)のように短い文章では、江右と江左とは内容が対応すべきであらうが、この際前者の江右が西晋を指すのは間違いないから、それに対応するという点で後者の江左は東晋を指すと考えざるをえない。これは後者の江左を長江の左と理解することを不可能とする。また、(二)「元帝太興元年、始制九分食一。」とあるのは、(一)、(三)にも明かなように、(西晋の正統をうけた)東晋においてその全土の諸侯の封秩を始めて「九分食一」としたということ

であつて、かつて長江の左にあつた諸侯の国の封秩だけを對象としたものではない。こうした点からいって後者の江左は長江の左を意味することも、東晋を意味することも、ともに不可能である。また、(三) (四)の記事は長江の左—これは呉の旧領域の要部をなす—でない地域—江右の封秩にふれていないことになる。(ただし、それは「九分食一」ではないといえよう。)しかし、(一)、(二)にも明らかになように西晋では長江の右をも含めて「三分食一」であつた。そうした事実があるにもかかわらず、あえて長江の左だけを對象としてその地で「三分食一」が行なわれたことだけを述べたとは想定しがたい。このように見てくると、さきの仮定は成立しがたいのが明かとなる。³⁾

そうすると、西晋時代諸侯の国秩が「三分食一」であつた実例があるかということになるが、いまそれを検討してみよう。晋書卷三十六鄭冲伝に、

泰始六年(西紀二七〇年)、詔曰、…太傅寿光公鄭冲、太保朗陵公何曾、太尉臨淮公荀顛、各尚德依仁、明允篤誠、翼亮先皇、光濟帝業。故司空博陵元公王沈、衛將軍鉅平侯羊祜、才兼文武、忠肅居正。朕甚嘉之。…其為寿光・朗陵・臨淮・博陵・鉅平国、置郎中令、仮夫人世子印綬、食本秩三分之一、皆如郡公侯。

とある。ここに郎中令が見えるが、通典卷三十六 職官十九晋官品には、西晋時代(ただし平呉後)のものとして、第六品に王郡公侯郎中令がある。かくて西晋の泰始六年郡公侯の国に郎中令がいたことは十分これを予想しえる。つぎに、夫人、世子に印綬を仮した点についてであるが、夫人の場合、晋書卷二十五 輿服志に、

郡公侯県公侯太夫人夫人銀印青綬、佩水蒼玉。其特加、乃金紫。

とある。ここには世子のことが示されていないが、宋書卷十八 礼志五に、

郡公侯太夫人(夫人)銀印青綬、佩水蒼玉。

とあるのに続いて、

郡公侯太子銀印青綬。…佩水蒼玉。

とある。宋書百官志下に、王国の制について、

宋氏以来、一用晋制。

とあり、通典歴代王侯封爵に、

宋氏一用晋制。

とあるが、西晋の泰始六年、郡公侯の場合その太子も亦印綬を仮されていたと考えて差支えなからう。なお、仮といふのはいわゆるかりの処置の意味ではなく、広義の正規の処置の一つとみるべきであらう。⁶⁾

このように見ると、「置郎中令、仮夫人世子印綬、食本秩三分之一、皆如郡公侯」とあるのは、「郡公侯の場合と同様、国に郎中令を置き、その夫人と世子とに印綬（銀印青綬）を仮し、本秩 \parallel 封戸の租の全額の $\frac{1}{3}$ を食ましめる（本秩については後述）」といった内容と解すべきが明らかとならう。ただし、晋書卷三十四羊祜伝に、羊祜について、

及五等建、封鉅平子邑六百戸。…武帝受禪、以佐命之勲、進号中軍將軍。加散騎常侍。改封郡公邑二千戸。固讓封、不受。乃進本爵為侯、置郎中令、備九官之職、加夫人印綬。

とある。羊祜が鉅平県侯となつたのは泰始元年の武帝即位時のことであらう。右に見たところとあわせ考えると、その国には、すでに泰始六年以前に郎中令がおかれ、夫人に印綬が加えられていた（仮授されていた）ということになる。そうすると、羊祜の国に関しては、泰始六年の詔によって新たにその世子に印授を仮すことと、国秩を「三分食一」とすることだけが加わつたということにならう。これは一見泰始六年の詔の内容と矛盾するところがあるようであるが、この詔は本来功臣旌賞を主とするのであるから、部分的に右のようなことがあつても大筋としては差支えなからう。

さて、右の寿光、朗陵、鉅平は当時ともに県である。従つて寿光公、朗陵公はそれぞれ県公、鉅平侯は県侯であつたすべきである。博陵は晋書卷十四地理志上冀州によると四県を統べる国（事実上郡を国とするもの）であるが、晋書卷三十九王沈伝に、

及（武帝）受禪、以佐命之勲、軫驃騎將軍錄尚書事。…封博陵郡公。固讓、不受。乃進爵為県公邑千八百戸。…咸寧中、復追封沈為郡公。

とあるのから考えて、ここでは県公とすべきである。臨淮公も亦この際は県公として考えるべきであろう。そうすると泰始六年には少なくとも郡公侯は「三分食一」であり、県公以下は一般にそれに及ばなかったということになる。

ところで、右の晋書輿服志では、郡公侯の太夫人、夫人と同様、県公侯の太夫人、夫人が銀印青綬であったことが示されている。そうすると、この印綬の点に関してはのち県公侯が郡公侯と同格にまで昇されたのがわかる。蓋し「三分食一」の制も亦県公以下県男に至るまでに適用されることになり、それが東晋建国にあたり改めて「九分食一」に引き下げられたのであろう。

ここで翻って(一)を見てみよう。そこには、「封宣帝孫永」とあるが、晋書卷三十八琅邪武王伯玉傳によつて考えるに、これは「封宣帝子伯玉」の誤りである。この国の封戸は万六百戸であるから、第四節で述べるところから察せられるように、これは次国であったと考えられる。さて、(一)は西晋建国の初め（泰始元年十二月）には、郡王の国（少なくともその次国、小国）にあつても、二卿（以上）のいるものはなかったのを察せしめる。ところが、晋書卷二十四 職官志には、王国について、「有郎中令中尉大農。為三卿。」とある。(二)の二卿というのはこのなかの二卿に相違なからう。ここで通典晋官品を見ると、第六品に、「王郡公侯郎中令中尉大農王傅師及國將軍」とある。これは平呉後になると王国にすべて三卿がいたのを示しているとすべきである。かくて王国（少なくともそのうちの次国、小国）にあつても初めは国客が整わず三卿すべてがいてはなかつたが、のちにはすべて三卿をもつことになったのが察せられる。こうした点もまた右の考察を側面からささげるところがあろう。

以上考察したところから、西晋の泰始六年には、郡公侯（以上）の封秩は「三分食一」であり、県公侯伯子男の封秩はそれよりも低かつたが、のち県公侯伯子男の封秩も亦「三分食一」となった。この封秩制が東晋建国の年である太興元年

に及んだ、ということが理解されよう。

なお、藤家礼之助氏は、「本秩の三分の一」は「本戸の三分の一」とは違う内容をもつものである。本文引用の鄭冲伝についていえば、「食本秩三分之一」は、鄭冲らの受くべき本来の秩奉の三分の一にあたる額をその夫人世子に食ましめようとしたものである。としておられる。氏の高説によれば、「本戸の三分の一」は、「三分食一」の制のことと受けとれる。いまそうした点についての私見をまとめて述べておく。まず「本秩」についてであるが、封戸の支配者(五等の爵などをともつもの)は旧来その封戸の出す租税の何分の一かを食むべきであった。(こうした考えかたはすでに周礼司徒教官之職にも見ることができぬ)晋故事に窺われるように、当時であってもそれに変更はなかった。ところで、晋書卷三十八齊王攸伝に、

時王家人衣食、皆出御府。攸表、租秩足以自供。求絶之。前後十余上。帝又不許。攸雖末之、国文武官属、下至士卒、分租賦、以給之。

とあり、晋書卷七十七下壺伝に、

咸康六年(西紀三四〇年)、成帝追思壺。下詔曰、壺立朝忠恪、喪身兇寇。所封懸遠、租秩薄少。妻息不貽。以為慨然。可給実口廩。

とあるが、これは晋時代封戸の租のうち封戸の支配者にまわる分が秩とよばれたことを察せしめる。こうした点を重視すると、本秩は封戸の出す秩そのものを意味し、「食本秩三分之一」は、封戸の秩として租(全体)の $\frac{1}{3}$ を食むことを意味するとすべきであろう。(前漢では列侯は封戸の租だけを食んでいる。)つきに「本戸」についてであるが、藤家氏の「本戸の三分の一」という表現は、その表現自体が見られるというのではなく、晋書卷三武帝紀泰始二年二月の条に、

詔曰、五等之封、皆録旧勲。本為県侯者、伝封次子為亭侯、為郷侯マヤ為関内侯、亭侯為関外侯。皆食本戸十分之一。

とあるものの、「本戸十分之一」という表現に基づいて使用されたようである。ところで、(後述のように魏末・咸熙元年

に五等の制を設け、晋初・泰始元年十二月にそれを罷めて新らしい五等の制をつくっているが、右はかつて県侯、郷侯、亭侯であり、かつ泰始二年二月現在五等の諸侯の爵をもっているものについて、それぞれの次子に新たに亭侯、関内侯、関外侯の爵を授けるが、その封戸はかつての県侯、郷侯、亭侯の封戸の1/10とすることを述べているのである。その本戸は新たに授けられた亭侯、関内侯、関外侯の封戸(數)算定のもととなる県侯、郷侯、亭侯の封戸(數)を指している。それだけにその本戸は「分食一」制とは直接関係ないものである。

二、晋故事に見える税制

本節は晋故事に見える西晋時代の税制を検討する。初学記卷二十七 宝器部絹第九に引く晋故事に、

凡民丁課田、夫五十畝。收租四斛、絹三疋、綿三斤。凡屬諸侯、皆減租穀、畝一斗。計所減、以增諸侯絹、戸一疋。以其絹為諸侯秩。又分民租、戸二斛、以為侯奉。其余租及旧調絹二戸三疋、綿三斤、書為公賦。九品相通、皆輸入於官、自如旧制。

とある。この晋故事の記事は絹に関係あるものという観点から、課田の場合の税と諸侯の占田の場合の税とを記したものとすべきである。課田の耕作者に関しては、計算の基準例となるべきものとして、最も簡単な計算のできる丁男一人の場合をとりあげているから、占田の封戸に関しても、計算の基準例となるべきものとして、最も簡単な計算のできる場合をとりあげていると考えるべきであろう。それに該当するものとしては、晋書食貨志に、「男子一人、占田七十畝、女子三十畝。」とあるが、一組の夫婦たる男女(蓋し丁男、丁女)で占田百畝の場合が想定される。ところで、当時、諸侯の語には、封王を意味する場合、公侯伯子男を意味する場合、公侯を意味する場合、封王と公侯伯子男とを意味する場合、があるが、右はその諸侯が四者の何れであるにしても、その国が全国的に存在するものであり、かつその封戸の封秩(一秩・奉)の租全体に対する割合が同一なものであるとしなければならない。また、占田、課田制は西晋にしか存在し

ない。このように見てくると、その封秩は自ら「三分食一」となってくる。そうすると、諸侯の秩たるべき絹一疋は租(粟)十斛分の折納であり、諸侯は一戸あたり(粟)十二斛分を秩奉として受けとることになる。その戸について「其余租」とあるから封戸は右の十二斛以外にも租を納めていたことになる。この際前節の計算例に従うと、諸侯は「三分食一」であったから、その戸の出すべき租の総額は「十二斛×三〓三十六斛」となる。これは一畝あたりの租が三斗六升なるべきを示している。^(補註)なお、右の晋故事には「旧調絹二戸三疋、綿三斤」とあるが、晋書食貨志に、

丁男之戸、歲輸絹三匹(匹は疋に同じ)、綿三斤。女及次丁男為戸者、半輸。

とあるのから考えて、その「二」は疋とすべきであろう。

つぎに課田の場合であるが、かつて別稿で述べたように、課田は典農部屯田、度支屯田の後身を主とする官田であると考えられる。⁽¹⁰⁾もしその五十畝あたりの租が(粟)四斛であるとする、一畝あたり(粟)八升ということになり、本来私田たる占田よりもはるかに低いことになる。こうしたことは想定しがたい。結論的にいえば課田五十畝の租は、租四斛と租を絹三疋、綿三斤に折納したものとの合計額とすべきである。初学記絹第九に、

晋令曰、其趙郡中山常山国輸練当絹者、及余处常輸疎布、当綿絹者、練一疋当絹六丈。疎布一疋当絹一疋、絹一疋当綿三斤。

とあって、折納にあたり綿三斤は絹一疋に相当するから、納税上、絹三疋+綿三斤〓絹四疋ということになる。これをさきの占田の絹での折納の割合にあてはめると(粟)四十斛になる。いま五十畝の租が「四斛+四十斛〓四十四斛」であるとする、一畝あたり八斗八升ということになる。これは占田の約二・五倍となるが、私田と官田との違いを頭に入れば別に奇異とするには足りぬであろう。

なお、晋故事は最初、西晋の初期泰始三年(西紀二六七年)に撰定され三十巻であったが、のち次第に加筆補訂されて四十三巻になっている。のちの晋故事には東晋の成帝の咸康元年(西紀三三五年)の記載が見えるから、東晋時代のもの

をも含んだものがあつたとすべきである。しかし課田制は西晋時代で終つたと考えられる。従つてそれを「九分食一」時代のものとすることは無理である。

いままで考察したところに従うと、納税にあたり計算上絹一疋が粟十斛にあたることになる。絹と粟との比価はときによって大きく相違したと思われるが、南朝にあつても納税にあたり計算上絹一疋が稻穀十餘斛に相当の場合のあつたことが考えられる。いまそれを取りあげてみよう。南齊書卷二十六王敬則伝に、永明二年（西紀四八四年）の竟陵王子良の啓をのせている。すなわち、

竟陵王子良啓曰、…伏尋、三吳内地、国之関輔。百度所資。民庶彫流、日有困殆。蚕農罕獲、饑寒尤甚。富者稍增其饑、貧者転鐘其弊。可為痛心、難以辞尽。頃錢貴物賤、殆欲兼倍。凡在触類、莫不如茲。稼穡難劬、斛直數倍。機杼勤苦、匹裁三百。…昔晋氏初遷、江左草創。絹布所直十倍於今。賦調多少、因時増減。（宋）永初中、官布一匹直錢一千。而民間所輸、聽為九百。漸及元嘉、物価転賤。私貨則束直六千。官受則匹准五百。所以每欲優民、必為降落。今入官好布、匹堪百余。其四民所送、猶依旧制。昔為刻上、今為刻下。（下略）

とある。「永初」は宋の最初の年号である。右では一方で、入官の好布が一疋現実に百余錢であるとし、他方、布が一匹裁かに三百錢であるとしている。右の（下略）の部分に、

東間錢多剪鑿、鮮復完者。公家所受、必須員大。以兩代一、困於所買。鞭捶質繫、益致無聊。

とあり、南齊書卷四十竟陵文宣王子良伝に、

子良又啓曰、…又泉鑄歲遠、類多翦鑿。江東大錢、十不一。在公家所受、必須輪郭。遂買本一千、加子七百。猶求請無地、極革相繼。（下略。）

とあるが、蓋し、百余錢というのは納税の際使用する大錢（良錢）での計算であり、三百錢であるというのは翦鑿された一般流通の錢での計算であろう。なお、東晋初期、江南において右のような錢の区別は見当らないようである。そうする

と東晋成立当時江南において民間では絹一疋が約三千銭ということになる。ここで晋書載記卷五石勒伝下を見ると、

（前略）因此令公私行錢。而人情不樂。乃出公絹、市錢。限、中絹匹一千二百、下絹八百。然百姓私買中絹四千、下絹二千。巧利者、賤買私錢、賣於官。坐死者十數人。而錢終不行。

とある。これから、大まかにいって、石勒治下の土地において絹一疋の現実の価が二千銭をこえていたことがいえよう。このことは巨視的にとりあげた際右と相応ずるといえよう。

ところで、南齊書卷二十二予章文獻王伝に、荆湘二州刺史予章王巖について、以穀過賤、聽民以米當口錢、優評斛一百。

とある。これは建元二年（西紀四八〇年）のことである。予章王巖が米一斛を一百銭としたのは恐らく旧来の米価を勘案してのことであろうが、米一斛は稻穀二斛に相当するから、当時の荆湘において稻穀一斛があまりにも安く五十銭に及ばなかったということになる。この銭は当然大錢（良錢）での計算である。さて、前引の永明二年の竟陵王子良の啓に、民間におけるものとして「斛直數倍（倍は蓋し拾の誤り）（通典では「倍」が「十」となっている。）とある。この數拾を一般流通の錢五、六十銭と解し、かつその斛を稻穀の斛と解すれば、建元から永明になると物価―稻穀の価がさらに低下したということになる。

このように見てきた際、永明二年現在で、現実には民間で絹布一疋が稻五斛前後であったことが推定される。しかし、折納にあたっての計算上は、絹布一疋が大錢（良錢）で五百銭とされているから、納税者たる農民がそのつくった稻穀を売ってこれを納める際、現実の稻穀の価（ただし大錢での計算）でこれをいうと稻穀十余斛の多きに及ぶということになる。

さて、税收取にあたっての粟と稻との割合であるが、六朝ではそれについての史料は残っていない。ただ、通典卷六食貨六賦税下に、建中元年（西紀七八〇年）の兩税法施行にあたってのこととして、

若無粟之郷、輪稻麦、随熟即輸。不拘此限（納税期限を指す）。…応貯米処、折粟一斛、輪米六斗。其雜折、皆随土毛、准当郷時価。

とある。この折納では粟一斛が米六斗（ \parallel 稲一斛二斗）に相当する。西晋時代占田課田制下、租の收取は必ずや粟を以て定められ、折納にあたっては、稲の量の方が粟の量より若干多かったことであろう。

このように見てくると、やや漠然とはあるが、西晋時代納税にあたり粟十斛が絹一疋に相当したという想定も可能とならう。

以上考察したところから、西晋の占田、課田制下、占田（私田）の租は畝ごとに粟三斗六升、課田（官田）の租は畝ごとに八斗八升ということが想定されよう。

三、東晋南朝の税制

本節は西晋時代占田（私田）の租が畝あたり粟三斗六升であったと推定されるのを受けて、東晋南朝の税制から見てもその推定が別に無理なものではないと思われるのを述べる。

まず、東晋時代についてであるが、晋書食貨志に、

咸和五年（西紀三三〇年）、成帝始度百姓田。取十分之一。率畝税米三升。

とある。これは、咸和五年に始めて百姓の田を度り、その收穫の十分の一を租としてとったが、それが率ね畝ごとに米三升であったのを示している。食貨志には、さらに、

哀帝即位。乃減田租、畝收二升。

とあって、率ね畝ごとに三升が（率ね）畝ごとに二升到改められたのを示している。これは隆和元年（西紀三六二年）のことである。蓋し十一の税の性格はここにも残されていたことであろう。

さて、天野元之助氏の研究によると、蜀の一部では稲穀の畝あたり收穫量は十斛が通常で十五斛もとれるところもあり『華陽国志』蜀志)、永興(浙江の蕭山)の新開田では畝あたり五〜六斛の收穫があり(『吳志』鐘離牧伝)、蒼陵(安徽の封州)では畝あたり十斛をえたとある(『梁書』夏侯夔伝)。稲穀の $\frac{1}{2}$ が稲米であるが、そうすると率ね畝ごとに米三升(≡稲穀六升)とあるのや、畝ごとに米二升(≡稲穀四升)とあるのは誤りで、その升は斗を正しいとしなければなるまい。なお、十一の税であれば、右に見たところに従うと、二斗はもちろんのこと三斗をも上廻るべきであるが、国力の衰退―徴税力の弱化などからんで三斗程度(三斗平均)さらには二斗程度(二斗平均)に止まったと理解される。

ちなみに、後漢書卷四十九 仲長統伝に、仲長統の説として、

今通肥饒之率、計稼穡之人、令畝收三斛、斛取一斗。未為甚多。一歲之間、則有數年之儲。雖興非法之役、恣奢侈之欲、広愛幸之賜、猶未能尽也。…二十税一、名之曰貊。况三十税一乎。…可為法制、盡一定科、租税十一、更賦如旧。今者土広民稀。中地未墾。雖然、猶当限以大家。勿令過制。其地有草者、尽曰官田、力堪農事、乃聽受之。若聽其自取、後必為姦也。

とある。これは後漢の三十分の一の田租の税率が軽きに過ぎるものであると非難して、古の什一の税の復活を主張し、畝収を平均三斛と見積り、一斛につき一斗≡一斗ずつ、計三斗≡三斗を徴収すべきを論じているものである。(漢のますめと魏晋南朝のますめとは殆んど同じであったと考えられる。) なお、この説は恐らく粟を頭においてのことであろう。

さて、晋書食貨志には、

孝武太元二年(西紀三七七年)、除度田收租之制。王公以下、口税米三斛。唯蠲在役之身。八年(西紀三八三年)、又増税米五石。至於末年、天下無事。時和年豊、百姓樂業。穀帛殷阜、幾乎家給人足矣。

とある。これは従来のような度田收租制をやめ、王公以下に口ごとに米三石≡米三斛を課し、のちそれを増して米五石≡米五斛にしたのを示している。口税米制は要するに王公などの大土地所有者の税負担を一般民にしわよせしたものである

うが、それにしても全く不可能なことをうちだしたとは考えがたい。ところで、孝武帝の末年は天下に事件がなく豊年つきで家々に穀帛がみちたりる状態であったとあるが、それからみてこの口税米五斛は平和で豊年のときには必らずしも重税とはいえなかったであろう。それは口税米三斛への切りかえが特別の重税になったのではないのを示唆する。さて、口税米制への切りかえ時、大部分の庶民が夫婦で百畝（我が国の四町六反（五町前後））もの私田を所有していたとはとうてい予想できない。一般にはいわゆる豪族勢力の進展下、恐らく十畝、二十畝といった少額の私田所有者が多数を占めており、無田の貧民も多かったことであろう。ところで、右の口は蓋し丁男のことであろうが、後述のように梁末期、丁男の租の半ばが丁女の租であった（ことがある）。いまこれを準用して考えると、口税米三斛制への切りかえ時、夫婦で四斛五斗の税となる。旧来畝ごとに税米二斗であるとすれば、夫婦で二十二・五畝の私田を所有していた際（ただし、名儀人は夫。）同額となる。度田収租制から口税米制への切りかえ時における全国の私田の総額、丁男数などは不明であるけれども、右のような計算を試みた際、その計算自体は極めて漠然としたものではあるけれども、切りかえの可能性のあったことは、これをいって差支えなからう。（なお、西晋時代と宋齊時代においては、戸対象の税の徴収にあたり、戸の資産が勘案されていたと考えられる。恐らく口税米制の時期においてもそうしたことはあったであろうが、その具体的なことはわからない。）一方、旧来畝ごとに二升という田租であったとすれば、切りかえ時、丁男の税が米三斛、婦の税がその半分とした場合、夫婦で二百二十五畝の私田を所有していた際同額となる。こうしたことはとうていありえない。

ちなみに、宋書卷二武帝紀中義熙七年（西紀四一一年）の条に、

晋自中興以來、治綱大弛。權門并兼，疆弱相凌。百姓流離，不得保其產業。桓玄頗欲釐改，竟不能行。公（劉裕を指す）既作輔，大示軌則，豪疆肅然，遠近知禁。（下略）

とある。ここには東晋時代豪疆が鄉村に勢力を振ったため、一般庶民の生活が苦しかったこととならんで、東晋末劉裕が豪疆をおそれることなく政治の振肅につとめたことが見えている。しかし劉裕死亡後ふたたび豪疆は公然と鄉村に力を振

った。南齊書卷四十六顧憲之伝に、齊の永明のころにおける、東晋南朝政權のよつてたつ三吳の実情の一端を述べて、山陰一県、課戸二万。其民皆不滿三千者、殆將居半。刻又刻之、猶且三分余一。凡有貧者、多是士人復除。其貧極者、悉皆露戸役民、三五屬官。

と見える。「三五」とあるのは一般庶民(あるいは一般庶民の役に出る率)のことである。こうした記事は、東晋以後い
わゆる豪族勢力の進展下に、一般庶民の所有する私田額の少なかったのを察せしめるところがある。

以上の考察は、西晋時代私田の租が畝あたり粟三斗六升であったと推定しても強ち無理でなかったのを察せしめよう。
論を進め、さらに他の史料から南土において、畝ごとに税米三斗あるいは二斗ということが存在しえたと思われるのを
推定してみよう。隋書食貨志に、東晋南朝時代のものとして、

(一) 其課、(A)丁男、(a)調、布絹各二丈、絲三兩、綿八兩。(b)祿絹八尺、祿綿三兩二分。(c)租、米五石。(d)祿米二石。(B)
丁女、並半之。

とあり、これに続いて、

(二) 男女、年十六已上、至六十、為丁。男、年十六亦半課。年十八正課。六十六免課。女、以嫁者為丁。若在室、年二
十、乃為丁。

(三) 其男丁、每歲役不過二十日。又、率十八人出一運丁、役之。

(四) 其田、畝、税米二斗。

(五) 蓋、大率如此。

とある。(一)は次節で述べるように梁末期のものと考えられる。(二)、(三)、(四)の指す時期は、東晋南朝の何れかの時点である
が、すべてが同じ時点であるとはいえない。また(三)はその内部にあつても、明らかに違った時点のものを含んでいる。(一)、
(二)、(三)、(四)がそうしたものであるからこそ、(五)の「蓋、大率如此。」という表現が生じたのであろう。この際(四)は南土に

おいて畝ごとに税米二斗という制度の存在していたのを示している。なお、第四節でふれるように、(一)の指す時点にも田租||田税は存在している。けれども(二)の制度下のものとしては、(四)の税額は高きに過ぎる。要するに(四)は丁租、丁調制時代のものとは想定しがたいのである。また、(四)は(田土を対象とする税制に代って生じた)口税米制時代のものでもありえない。そうすると(四)は自ら東晋時代中の度田收租制の時期あるいは度田收租制をとっている宋齊時代、のうちのどれかのものということになる。それが隆和元年の制である可能性も十分にある。

ちなみに、(一)は丁男対象に(狭義の租である)米五石と(広義の租である)米二石との計米七石が課されたこと、及び丁女にそれぞれの半分計米三石五斗が課されたことを示している。そうすると一組の丁男丁女の夫婦で米十石五斗が課されたことになる。いまかりに夫婦で私田二十畝を所有していたとした際、一畝の収入のなから米五斗余を納める計算になる。(当時はそのほかに僅かではあるが畝対象均額の田租||田税がある。)また、私田三十畝を所有していたとした際、一畝の収入のなから米三斗五升の税を納める計算になる。(そのほかに畝対象の田租||田税がある。)こうしたものであるだけに、(一)の租調は全体として重税であったといえよう。

なお、穀を量るますめについていえば、晋の一斛は唐の三斗三升余に相当るようである。

四、晋故事に見える五等の制

晋書地理志上に、

晋文帝為晋王、命裴秀等、建立五等之制。惟安平郡公孚邑萬戸。制度如魏諸王。其余、県公邑千八百戸。地方七十五里、大國侯邑千六百戸。地方七十里。次國侯邑千四百戸。地方六十五里。大國伯邑千二百戸、地方六十里。次國伯邑千戸。地方五十五里。大國子邑八百戸。地方五十里。次國子邑六百戸。地方四十五里。男邑四百戸。地方四十里。

とある。これは魏末、咸熙元年(西紀二六四年)のことである。もっとも、ここには男爵の国について大國男、次國男の

区別が見えないが、太平御覽卷二百九十九(四十?)封建部二男封に、魏志を引いて、

咸熙元年、相国晋王泰建(三?)五等。男地方三十五里。邑四百戸。相一人。典祠長、典書丞各一人。妾二人。車前司馬二人。旅賁十二人。又次国男、方二十五里。邑二百戸。

とあるのからみて、男爵の場合にも二つの区別があったのがわかる。⁽¹⁹⁾ また、晋書卷三十九王沈伝には、

五等初建、封博陵侯。班在次国。

とあって、右の次国侯の実例が見える。

藤家氏はここに見える五等諸侯をもって晋故事の諸侯とされ、それを前提として論を進めておられる。⁽²⁰⁾ 筆者がいままでとってきた追求方法による限り、晋故事に見える諸侯がここに見える諸侯と一致する(あるいはそれを含む)かどうかということは、本稿の主題とする晋南朝の税制の解明と直接関係はないが、(晋の税制に関する記事を含む)晋故事自体の問題として重要なので、本節でそれを検討しておく。

晋書地理志には、右に続いて、

武帝泰始元年、封諸王、以郡為国。邑二万戸為大国。置上中下三軍兵五千人。邑万戸為次国。置上軍下軍兵三千人。五千戸為小国。置一軍兵千五百人。王不之国。官於京師。罷五等之制。公侯邑万戸以上為大国、五千戸以上為次国、不滿五千戸為小国。

とある。ここに「罷五等之制」とあるが、公侯の邑万戸以上を大国となし、五千戸以上を次国となし、五千戸未満を小国となすとあるのが、さきにあげた魏末・咸熙元年に設けられた五等の制のうちの公侯の制と違ふことに注目すると、その「五等之制」がさきにあげた咸熙元年の五等の制であるのが自ら明かとなろう。(以下、咸熙元年に設けられた五等の制を旧五等の制といい、泰始元年に設けられた五等の制を新五等の制という。)

さて、右では旧五等の制から新五等の制への改変が行なわれたのが泰始元年ということだけしかわからない。

しかしこれは泰始元年十二月の西晋建国にあつたの施策の一つとして考へるべきであらう。すなわち、武帝は泰始元年十二月丙寅即位して西晋をたてたが、その翌日丁卯に一族（で旧五等の制によつて公、侯などとなつたものなど）を数多く郡王に封じた。同時に諸功臣の爵を進めて郡公以下とした。晋書卷三武帝紀泰始元年十二月丁卯の条に、

封皇叔父（長樂公？）字為安平（郡）王、皇叔父（定陶伯）幹為平原（郡）王、（祁陽伯）亮為扶風（郡）王、（南皮伯）仙為東莞（郡）王。：以驃騎將軍（東光侯）石苞為大司馬、封樂陵（郡）公、車騎將軍（郟侯）陳騫為高平（郡）公、衛將軍（臨潁侯）賈充為車騎將軍魯（郡）公。：其余增封進爵、各有差。

とあるのはそれを物語っている。「罷五等之制」とあるのはこの際のこととすべきであらう。

いま、太平御覽卷二百九十九 封建部二公封を見ると、

魏咸熙元年、相国晋王奏建五等。諸公地方七十五里。邑一千八百戸。置相一人、典祠、典書、典衛、典礼各一人。妾六人、車前司馬十人。旅賁四十人。

とある。また、太平御覽同部侯封に、魏志を引いて、

又、咸熙元年、晋王奏建五等諸侯。地方七十里。邑千六百戸。官屬同諸公。妾五人。車前司馬八人。旅賁三十六人。

とあり、太平御覽同部伯封に、魏志を引いて、

咸熙元年、春、晋王奏建五等。作地方六十里。邑千二百戸。妾四人。車前司馬八人。旅賁二十八人。

とあり、太平御覽同部子封に、魏志を引いて、

咸熙元年、相国晋王奏五等。諸子地方五十里。邑八百戸。相一人、典祠令、典書丞、典衛丞各一人。妾三人。車前司馬

四人。旅賁二十人。

とあり、太平御覽同部男封に、前引のように、

咸熙元年、相国晋王奏建五等。男地方三十五里。邑四百戸。相一人、典祠長、典書丞各一人。妾二人。車前司馬二人。

旅費十二人。又次国男、方二十五里。邑二百戸。

とある。これらは旧五等の制において諸侯の国の官属に明確な定制のあったのを示している。もともと封建部には次国侯、次国伯、次国子の国の官属のことは記されていないが、それらについても（次国男の国の場合と同様）その官属に明確な定制があったとして誤りあるまい。一方、第一節で引用した通典歴代王侯封爵及び宋書百官志の記事によると、西晋では公侯以下の国の官属は国の大小に従って定制がなかったとある。そうすると旧五等の制は西晋では始めから存在していないことになる。こうしたことも亦旧五等の制から新五等の制への変化に関するさきの見解をささえるところがある。¹¹⁷

なお、第一節でふれたように、王沈は西晋建国時県公邑千八百戸とされ、荀顛、何曾も亦ともに県公邑千八百戸とされている（晋書卷三十九荀顛伝及び晋書卷三十三何曾伝）。これらは一見咸熙元年の制のうちの封戸数が西晋建国時にも継承されたのを示すかの如くである。しかし、一方、第一節で見たように、武帝の即位時羊祜は郡公邑二千戸に封ぜられんとしている。また、晋書卷三十五裴秀伝に、

魏咸熙初、釐革憲司。…而秀改官制。秀議五等之爵、自騎督已上六百余人、皆封。於是、封秀濟川侯地方六十里。邑千四百戸。以高苑景濟川墟為侯国。…及（武帝）受禪、加左光祿大夫、封鉅鹿郡公。邑三千戸。

とある。これらはともに邑千八百戸の公ではない。要するに五千戸以下の郡県公はすべて小国として理解すべく、この際邑千八百戸という数字にこだわる必要はないであろう。¹¹⁸

ちなみに、右の泰始元年の封王の制を記したなかに「王不之国。官於京師。」とあるものについてであるが、晋書卷二十一礼志下に、

…及泰始中、有司奏、諸侯之国。其王公以下入朝者、四方各為二番。三歲而周。周則更始。…不朝之歲、各遣卿奉聘。奏可。とあるが、晋書卷三十七太原成王輔伝に、輔について、

武帝受禪。封渤海王。邑五千三百七十九戸。泰始二年、之国。

とあり、晋書卷三十七 下邳献王晃伝に、晃について、

武帝受禪。封下邳王。邑五千一百七十六戸。泰始二年、就国。

とあり、晋書卷三十七 太原烈王瓌伝に、瓌について、

武帝受禪。封太原王。邑五千四百九十六戸。泰始二年、就国。四年、入朝。

とあり、晋書卷三十七 任城景王陵伝に、陵について、

泰始元年、封北海王。邑四千七百戸。三年、転封任城王。之国。

とある。これから、泰始二年の封王の制は、はやくも泰始二年に部分的に改変され、封王が封国に行くようになったのが知られよう。ここで北堂書鈔卷七十二 設官部二十三諸王国三軍一百五十八に、

晋起居注、^(泰)太始二年、詔曰、大国三軍、領兵五千人。次国二軍、兵三千人。小国一軍、兵二千人。(下略)

とある。この小国の軍兵二千人という数字はさきの一千五百人という数字と相違する。蓋しこの詔は、泰始二年に封王が封王に之くようになったとき出されたもの(あるいは泰始二年の封王の制の部分的改変の一環として理解すべきもの)で、新しい封王の制において大国・次国の軍兵数はもと通りとするが、ただ小国の軍兵数だけを改めるというのを示しているのであろう。

このように見てくると、旧五等の制はまさに魏末の制度であって、晋故事の記載の対象となるべき晋の制度ではないのが明かとなろう。

五、梁時代の禄秩と貨幣問題

本節は、梁時代の禄秩を、貨幣問題との関連性を問題としつつ、とりあげる。隋書食貨志に、

州郡県禄米絹布絲綿、当处輪台倉庫。若給刺史守令等、先准其所部人物多少、由敕裁。凡如此。禄秩、既通所部兵士、

給之。其家所得蓋少。

とある。そこに見える「州郡県禄米絹布絲綿」は「州郡県の禄米、禄絹、禄布、禄絲、禄綿」の意味で、地方官の禄秩として理解すべきものである。地方長官に兵士までの給与を総計したものを支給するという形は梁の天監七年(西紀五〇八年)の官制改革以後のことと考えられる。第三節で引用した隋書食貨志(一)の禄の内容と比較した際、禄布、禄絲が多いが、両記事は同じ徴税体系の時期のものとするべきであろう。

ここで陳時代の禄秩をとりあげてみよう。陳書卷五宣帝紀太建三年(西紀五七一年)三月の条に、
 自天康元年(西紀五六六年)、訖太建元年(西紀五六九年)、逋余軍糧禄秩夏調未入者、悉原之。

とあり、同太建九年(西紀五七七年)五月の条に、

景子、詔曰、可下六年七年逋租田米粟夏調綿絲布麥等、皆悉原之。

とある。また、同太建十二年(西紀五八〇年)十一月の条に、

己丑、詔曰、其丹陽晋陵建興義興東海信義陳留江陵等十郡并謝署、即年田税禄秩、竝各原半。其丁租、半申至來歲秋登。とある。第一の記事から禄秩と夏調とが別のものであるのが知られ、第二の記事から夏調の内容が知られ、第三の記事から禄秩と丁租とが別のものであるのが知られる。ところで、隋書食貨志(一)と本節の最初にとりあげた隋書食貨志の記事との対比から、梁の天監の改革以後、丁対象の租と丁対象の調としての絹、布、絲、綿があったのがわかる。陳に入っても丁租があるのは右に見た通りである。(また、梁陳時代を通じて、第三の記事にその一端が窺われるが、) 敵対象の田租(田税があったことが考えられる)。このように見ると、絹、布、絲、綿などからなる陳の夏調は(戸対象の調ではなく)丁対象の調であったことが察せられよう。さて、梁時代の禄秩は丁租の一部と丁調の一部とからなるが、陳時代の禄秩は、右の第三の記事から見る限りでは丁租を含まない。しかし、隋書食貨志(一)に前引のように、「其課、丁男、租、米五石。禄米二石。丁女、並半之。」とあるのをあわせ考えた際、この丁租は狭義のもので、他に広義の丁租として

(丁対象の) 禄米があったことは、これを想定して殆んど誤りなからう。

なお、隋書食貨志の兩記事に見える(丁)調はとも(麻)布、(布)絹、絲、綿の四種類である。梁の大同四年(西紀五三八年)には(丁)調はいまだ絹、綿などの三種類(三調)であったから、右はそれ以後のものと考えられる。(注) 補註2)

論を進めよう。梁時代は天監の改革以後百官の給与にすべて鉄銭が用いられるようになった。すなわち、梁書卷三武帝紀下普通四年(西紀五二三年)十二月の条に、

戊午、始鑄鉄銭。

とあり、隋書食貨志に、

至普通(西紀五二〇年—五二六年)中、乃議尽罷銅銭、更鑄鉄銭。

とある。この二記事から普通年間に公式の銭が鉄銭だけになったのがわかる。ところで、梁書卷三武帝記下大通元年(西紀五二七年)正月の条に、

詔曰、…百官俸禄、本有定数。前代以来、皆多評准。頃者因循、未遑改革。自今已後、可長給現銭。依時即出、勿逋緩。
(下略)

とある。かくて大通元年以後百官の給与がすべて鉄銭を以て支給されるようになったのがわかる。

さて、隋書食貨志に、

大抵自侯景之乱(西紀五四八年始まる)、国用常備。京官文武、月別唯得稟食。多遥带一郡県官、而取其禄秩焉。

とある。この記事は侯景の乱以後(梁滅亡時まで)京官と地方官とで給与の支給の体系なり給与の支給方法なりが違っていたこと、と地方官の場合禄秩が支給されていたことを物語っている。問題はこの際の禄秩の性格であるが、大通よりあとにあっても、前述したところに明かなように、(現物である)禄米、禄絹などが州郡県の長官などに禄秩として支給され、かつその禄秩のなかに、その部下たる諸官人(兵士)の給与が含まれている。この点を考えると、右の禄秩は

租、調の一部の（現物である）米、絹などがあてられたものとすべきであろう。こうしたことは、百官の給与にすべて鉄錢が用いられるようになったというさきの事実と矛盾するかの如くである。いまそれについて検討してみよう。

宋書卷五文帝紀元嘉二十七年（西紀四五〇年）の条に、

（二月、）以軍興、減百官俸三分之一。三月、乙丑、淮南太守諸葛闡、求減俸、同内百官。於是、州及郡県丞尉、竝悉同減。とあり、宋書卷六孝武紀大明二年（西紀四五八年）正月の条に、

丙辰、復郡県田秩并九親祿俸。

とあり、同四年（西紀四六〇年）十月の条に、

壬辰、制、郡県減祿、並先充公限。

とあり、同六年（西紀四六二年）二月の条に、

乙卯、復百官祿。

とある。（ここでは天子の九親のことは論外とする。）さて、天監の改革以前地方要官の俸祿は田秩には限られない。例えば、梁書卷五十七何遠伝に、何遠が始興内史になったとき、田秩と俸錢とがあつたことを記し、南史卷五十七范雲伝に、かつて零陵の内史が公田の奉米（田秩）のほかに雜調四千石を受けていたことを記している。こうしたことを考えると、第二記事は「郡県丞尉（郡の官吏で田秩をもつもの、県の官吏で田秩をもつもの—その下限は丞・尉—）」の田秩だけを復することを示し、第三記事は「郡県丞尉」のそれ以外の俸祿を旧に復すること（これは同時にすべての俸祿を旧に復することでもある）を示したものとすべきであろう。「州」については不明であるが、「郡県丞尉」に準じたとして大過あるまい。何れにしても右の諸記事から、南朝で百官といえは内外百官のうちの内百官だけを意味する場合のあることがわかる。このように見てくると、百官の給与がすべて鉄錢を以て支給されたとあつても、それが地方官に及ばず、地方官が祿秩をとっていたことが十分想定できよう。

ここで、前引の隋書食貨志に見えるような、侯景の乱以後の京官（内百官）の給与の実態がどうして生じたかを推測してみよう。それには梁時代の錢貨流通の実情をとりあげることを必要とする。隋書食貨志に、

(a)至普通中、乃議尽罷銅錢、更鑄鉄錢。(b)人以鉄賤易得、並皆私鑄。及大同已後、所在鉄錢遂如丘山、物価騰貴。交易者、以車載錢。不復計數。而唯論貫。商旅姦詐、因之、以求利。(c)破嶺以東、八十為百、名曰東錢。江郢已上、七十為百、名曰西錢。京師以九十為百、名曰長錢。中大同元年（西紀五四六年）、天子乃詔、用足陌。詔下、而人不從。錢陌並少。至于末年、遂以三十五為百云。

とあり、続いて、

陳初、承梁喪乱之後、鉄錢不行。(d)始梁末有兩柱錢及鵝眼錢。于時人雜用。其價同。但兩柱重而鵝眼輕。私家多鎔錢、間以錫鉄。兼以粟帛為貨。

とある。また、南史卷八梁本紀下に、

(e)初武帝末年、都下用錢、每百皆除其九、謂九佰。竟而有侯景之乱。(f)乃江陵將覆、每百復除六文、稱為六佰。(g)識者以為、九者陽九、六者百六。蓋符歷數、非人事也。(陌と佰とは相通する。)

とある。(a)についてはさきにふれた。(b)の鉄錢を用いての交易の実情は、私鑄錢についてのこととすべきである。そうであれば(c)と話が続かない。(c)の「八十為百」とあるのは、具体的にいえば八十錢相当の品物を百錢の価値があるとして売る（買う）。買った方（売った方）はそれを百錢とするわけであるから、かつて八十錢の価値しかなかった品物が百錢の価値をもってくることになる。これは裏からいえばそれだけ錢の購買力が減少するわけである。他の「七十為百」、「以三十五為百」とあるのもこのように考えるべきである。この(c)と(e)、(f)、(g)との関係であるが、(c)の長錢は(e)の九佰と事実上一内容のものと考えて差支えなからう。(f)にいう江陵の覆滅は（武帝のときのことではなくて）元帝のときのことである。ここにみえる六佰は(c)の「錢陌益少。至于末年、遂以三十五為百云。」とあるのと一致しない。北史姚僧垣伝に、

姚僧垣、字法衛。吳興武康人。…梁元帝平侯景。召僧垣。赴荊州。改授晋安王府諮議。…時初鑄錢。一当十。乃賜十萬貫。實百萬也。

とあるが、この六佰は蓋しこの新鑄錢についていっているのであり、(c)の右の記事は(終始建康に都した)武帝についていっているであろう。そうすると、(e)と(f)とを並記するのは、内容的にいささか連続性をかく嫌があることになる。しかし、それがもとと(g)に見られるようなところに主眼をおいた記述であることを考えれば別に異とするには足りぬであろう。⁽²⁶⁾

なお、元帝のときの新鑄錢が銅錢であったかそれとも鉄錢であったかはわからないが、(d)に見える梁末の兩柱錢と鵝眼錢とはその記事の内容から鉄錢でなく銅錢であったと考えられる。

いままで見てきたところから、梁時代、大通元年以後京官(すなわち内百官)の給与はすべて錢貨をもって支給されることとなったが、侯景の乱のころには恐らくインフレーションが進んだこともあって再び現物(穀物等)給与に帰っており、往々郡県官をはるかに兼ねてその禄秩をえていた。一方、地方官の方は引続き禄秩を支給されていた。ということになる。

六、均政役をめぐって

魏志卷四陳留王紀咸熙元年(西紀二六四年)の条に、

是歲、罷屯田官。以均政役。諸典農皆為太守、都尉皆為令長。

とあり、晋書卷三武帝紀泰始二年(西紀二六六年)十二月の条に、

罷農官、為郡県。

とある。前者は典農部系統官廢止をうちだした年であり、後者はその完成を見た年であろう。⁽²⁷⁾ 何れにしてもこれが晋の司

馬氏の意図に基くことは明かである。この「以均政役」とあるのをいままで考察したところと関連つけて考えてみよう。

政役の語には、税役という意味も、徭役という意味も、兵役という意味もある。⁽²⁸⁾「以均政役」とあるのは、典農部官廢止にあたって典農部民⁽²⁹⁾典農部屯田民をもとに比較した際、どう処遇しようとしたかを直接的に物語る唯一の史料である。ところで、かつて別稿で述べたように、典農官廢止後も旧典農部民は一般編戸の民（一般郡県民）とは戸籍上別扱いになつており、これが郡県民に編入されたのは太康元年（西紀二八〇年）の天下統一後（その翌々年までの間において）であると考えられる。⁽³⁰⁾しかし何れにしても「以均政役」の「均」が一般郡県民を頭において、その負担（の総額）を一般郡県民の負担（の総額）となるだけ均等にしようとするのを意味しているのに間違いはなからう。

いま、まずその政役を兵役として考えてみよう。典農部民はもと屯田耕作を主たる職分とはするものの広義の兵としての一面をもっていた。魏志卷九曹爽伝の注に引く魏略に、大司農桓範が、変乱にあたり曹爽の弟中領軍曹羲に対し、卿別營近在闕南。洛陽典農治在城外。呼召如意。今詣許昌、不過中宿。許昌別庫、足被仮。所憂当在穀食。而大司農印章在我身。

といっているが、これは大司農のもとにある典農部民が軍兵的性格をもっていたのを物語っている。（ただし、彼らのもつ性格のなかで、その軍兵的性格はごく小さいものであった。これについてはのちにふれる。）ところで、（その中期末の動乱以前の）西晋の兵役は主として（狭義の）兵戸の兵がこれを負担し、一般郡県民が軍兵として徵発されることはごく少なかったと思われる。それだけにその政役を兵役と解することはいささか無理であろう。

つぎに政役を税役として考えてみよう。まず徭役についてであるが、魏時代一般郡県民は当然のこととして徭役の対象とされているが、周知の通り、いくつもの史料が、彼らが役を怠んで逃亡したとか、役に苦しんだとかいうことを物語っている。ところで、典農部民も亦徭役を負担している。いま典農部民が徭役を負担した事例をあげると、魏志卷二十八毋丘儉伝に、

明帝即位、…出為洛陽典農。時取農民以治宮室。儉上疏曰、臣愚以為、天下所急除者二賊、所急務者衣食。誠使二賊不滅、士民饑凍、雖崇美宮室、猶無益也。

とある。これは明帝のとき宮室造営の役が起り農民が徵發されたのに対して、毋丘儉が典農官として行った徵發反対の上疏である。この記事はそのとき徵發された農民に、典農部民が含まれていたのを察せしめよう。また、魏志卷十三 王肅伝を見ると、

景初間、宮室盛興、民失農業。期信不敦、刑殺倉卒。肅上疏曰、…夫務畜積、而息疲民、在於省徭役、而勤稼穡。今宮室未就、功業未訖。運漕調發、輒相供奉。是以、丁夫疲於力作、農者離其南畝。今見作者三四万人。…誠願陛下發德音、下明詔、深愍役夫之疲勞、厚矜兆民之不贍、取常食廩之士、非急要者之用、選其丁壯。挾留万人、使一耜而更之、咸知息代有日。則莫不悅以即事、勞而不怨矣。計一歲、有三百六十萬夫。亦不為少。當一歲成者、聽且三年。分遣其余、使皆即農、無窮之計也。

とある。「景初」は魏の明帝の年号である。ここでは（一般農民とちがう）「常食廩之士」のうち急務でないものをもって、宮室の盛興の用にあてるべきが説かれている。度支屯田民（及びいわゆる都督系統の屯田の耕作者）は「且耕且守」という体制にあるものであって、「常食廩之士」とはなしがたい。そうすると、この「常食廩之士」は自ら典農部民ということになる^①。なお、一般郡県民と典農部民との何れの徭役が重かったかということを直接物語る史料はない。

つぎに税についてであるが、一般郡県民の場合、晋書食貨志に、後漢末曹操が袁氏を平げたときのこととして、及初平袁氏、以定鄴都、令收田租、畝粟四升、戸絹二疋而綿二斤。余皆不得擅興賦強賦弱。

とある。魏時代にあっても恐らく一般郡県民は曹操の定めた畝ごとに粟四升の田租と絹二疋、綿二斤の戸調とを課されていたことであろう。一方、典農部民の場合、晋書傅玄伝に、西晋の泰始四年（西紀二六八年）の傅玄の上疏をのせている。そのなかに、

又旧兵持官牛者、官得六分、士得四分。自持私牛者、与官中分。施行来久、衆心安之。今一朝滅、持官牛者、官得八分、士得二分、持私牛及无牛者、官得七分、士得三分。人失其所、必不懼樂。臣愚以為、宜佃兵持官牛者、与四分、持私牛、与官中分。則天下兵作懼然悅樂、愛惜成穀、无有損棄之憂。

とある。ここに士の語が兵_二佃兵と同様に用いられている。さきに典農部民も亦士とよばれていたと考えられること及びそれが広義の兵としての性格をもち続けていたことにふれた。度支屯田民が士、兵とよばれたのは改めて述べるまでもあるまい。²⁹かくて、右の「旧兵_三衆心安之」の部分は、魏末、典農部屯田廢止時までの典農、度支両屯田民、典農部屯田廢止後の度支屯田民が分田の術によっており、私牛をもつものは官と中分していたことを示しているとされよう。³⁰（典農部屯田から度支屯田が分生したのは、その耕作者_二士に軍兵の性格をより強くもたせる意図に出たと考えられるが、分裂以後、典農部民は主として分田の術をとる屯田耕作と徭役とを負擔し、度支屯田民は主として分田の術をとる屯田耕作と軍役とを負擔するという色分けがなされた。典農部民は前引の魏略の記事に窺われるように、軍兵の性格を全く喪失したわけではないが、全体的にみてそのもつ比重はごく小さかったと考えざるをえない。³¹）

筆者は典農、度支の両屯田がいわゆる課田となり、屯田民が課田耕作者となったと考えるものであるが、第二節で考察したところに従えば、西晋時代の一般郡県民の租税のうち田租は畝ごとに粟三斗六升でほぼ十一の税となり、戸調は絹三疋、綿三斤である。また、課田耕作者の田租（折納分を含む）は畝ごとに粟八斗八升となる。（戸調は不明であるが、恐らく一般郡県民と同様であつたであろう。）

王朝交替を目前にして、あからさまに一般郡県民の税役負擔総額の増加をうちだすはずはないから、右の変化は、王朝交替にあたって、一般郡県民は田租、戸調を大幅に増加され、そのかわりに徭役負擔を大幅に軽減された。ただし、全体としての負擔は減りこそすれ増してはいない計算となる。といった観点から全体的に理解すべきであろう。そうすると、典農部民は典農部系統官廢止と表裏一体をなす措置によって、税負担を大幅に軽減され、その代わりに徭役負擔を大幅に

増加された。といったことが自ら想定されよう。

このような考察が成立するとすれば、政役は自ら税役を意味することになり、「以均政役」は、一般郡県民を基準として、その新らしい税役負担（総額）と、（課田民となるべき）典農部民の税役負担（総額）とをなるだけ均等化しようとしたのを示しているとされるであろう。（なお、ここでは政役を徭役とすることは、自ら否定されている。）

ちなみに、旧典農部民（課田耕作者）は典農官廃止後旧屯田（＝課田）耕作面では屯田尚書の管掌を受けたと考えられるが、やがて太康元年の天下統一時から同三年までの間に少なくとも戸籍制度上一般郡県民となってしまう。太康中に屯田尚書は廃止され、かわって田曹尚書が設けられるが、蓋し一般郡県民となった旧典農部民（課田耕作者）は、その旧屯田（＝課田）耕作面で改めて田曹尚書の管掌を受けたことであろう。なお、度支屯田民も太康元年の天下統一時から同三年までの間に少なくとも戸籍制度上一般郡県民とされるが、その旧屯田（＝課田）耕作面では恐らく度支尚書の管掌を受けたことであろう。^{(36) (37)}

む す び

この論文で筆者が主として明かにしようとしたのはつぎの点である。

(一) 初学記に引用されている晋故事の記事は、占田の租が畝あたり粟三斗六升であり、課田の租が畝あたり粟八斗八升であるのを示している。

(二) 東晋の咸和五年の度田收租制における租は、おおむね畝あたり米三斗であったと考えられる。現行の晋書に「米三升」とあるのは「米三斗」を誤ったものである。

(三) 魏末・晋初の典農官廃止の目標とされた「均政役」は、(一) 典農部屯田民が改めて屯田尚書の支配を受けることとする。(二) 一般郡県民の税を増加すると同時に徭役を減少し、全体としてその負担をもと同一とするかあるいは減

少する。(三) 旧典農部民の税を減少すると同時に徭役を増加する。(この際の租は課田の租である。)(四) このような改変にあたっては、一般郡県民を基準とし、その負担(総額)に、旧典農部民の負担(総額)を同じくする。といった内容をもつ。

(四) 梁時代、大通元年以後京官(すなわち内百官)の給与はすべて錢貨をもって支給されることとなったが、侯景の乱のころには恐らくインフレーションが進んだこともあって、再び現物(穀物等)給与に帰っており、往々郡県官をはるかに兼ねてその禄秩をえていた。一方、地方官の方は引続き禄秩を支給されていた。(梁時代の禄秩は丁対象の租と調の一部からなる。陳時代もそれと同様であったと考えられる。)⁽³⁸⁻³⁹⁾

註(1) 拙著、「魏晋南朝の政治と社会」参照。

(2) (一)の公は(三)の記述を参照して補った。

(3) ちなみに、図書集成印書局本などでは(二)の「江右」が「江左」となっている。しかし、本文で述べた大綱に従って考えた際、この「左」は百納本のように「右」とせざるをえないであろう。

(4) 通典晋官品の指す時期についての考証は別稿で行う。

(5) 「夫人」の文字は前後関係から補った。

(6) 拙稿、「魏晋南朝の板授について」(東洋学報第四十九巻第四号)参照。

(7) 藤家礼之助氏、「西晋諸侯の秩奉——初学記」所引「晋故事」の解釈をめぐって」(東洋史研究第二十七巻第二号)参照。

(8) 前掲、「魏晋南朝の政治と社会」参照。

(9) 晋南朝の諸侯の官属については、稿を新たにして論ずる。

(10) 前掲、「魏晋南朝の政治と社会」参照。

(11) 守屋美都雄氏、「晋故事について」(中国古代の家族と国家)参照。

(12) こうした際の数字(とくに「三百」という数字)は、もとよりおおよその数字である。

(13) 天野元之助氏、「魏晋南北朝時代における農業生産力の展開」(史学雑誌第六十六編第一〇号)参照。

なお、同氏は同稿で、魏晋南北朝のころ、緑肥田といったような良田では一畝で粟十斛の生産をあげたであろうが、北方早

地(非澆水田)における一般の収量はこれよりずつと少なく、せいぜい常年四、五斛ないし五、六斛であつた、と推定しておられる。

(14) 平中岑次氏、「漢代の田租と災害による其の減免」(『中国古代の田制と税法』) 参照。

(15) 狩谷掖齋、「本朝度量權衡附録卷中」による。

(16) 天野元之助氏、「西晋の占田、課田制についての試論」(『人文研究第八卷第九号』) 参照。

(17)・(18) 前掲、「魏晋南朝の政治と社会」参照。

(19) 男爵の国の地の広さについて両記事に相違があるが、太平御覧の方は奏請文における広さを示すもので現実に行われたのは晋書地理志に見えるものである、と考えることもできる。もしこのように見るべきであるとすれば、男爵の国には大国男、次国男の區別はなかつたということになる。しかしそうであつても、それが論旨自体を否定することにはならない。

(20) 前掲、「西晋諸侯の秩奉——「初学記」所引「晋故事」の解釈をめぐって——」参照。

(21) 註(19)でふれたように、太平御覧の記事は奏請文の内容を示しているとも考えられる。もしそうであるとすれば、旧五等の制においても諸侯の国の官属は定制があつたかどうか不明ということになる。しかしそれにしても、それが、「罷五等之制」とあるのを否定することにはならない。

(22) ちなみに、晋書地理志に、秦始皇元年十二月の大国の郡王の邑は二万户、次国の郡王の邑は万户、小国の郡王の邑は五千戸とあるが、そのときの安平王孚の邑は四万户である。また、本文後述のように、そのときの他の郡王四名の邑は五千戸を上下している。何れにしても、それは二万户、万户、五千戸という数字と一致するものではない。

(23) 拙稿、「南朝州鎮の財政について」(『東洋史学第二十四輯』) 参照。

(24)・(25) 前掲、「魏晋南朝の政治と社会」参照。

(26) 梁時代の貨幣経済については、川勝雄義氏、「侯景の乱と南朝の貨幣経済」(『東方学報第三十二冊』) 参照。

(27)・(28)・(29) 前掲、「魏晋南朝の政治と社会」参照。

(30) 浜口重国氏、「魏晋南朝の兵戸制度の研究」(『秦漢隋唐史の研究上巻』) 参照。

(31)・(32)・(33) 前掲、「魏晋南朝の政治と社会」参照。

(34) 前掲、「魏晋南朝の政治と社会」参照。魏志卷十二司馬芝伝を見ると、黄初以来典農部民に末作治世が公然と許されている。

この黄初あるいはそのややあとに度支屯田が生じているのであるが、そこに末作治世が許されたとは考えがたい。度支屯田は淮

河流域、陝西省西部、河北省北部に分散している。これらの地は対吳、対蜀あるいは東北、西北の前線基地である。(西嶋定生氏、「中国経済史研究」所収「魏の屯田制」)一方、典農部屯田は次第に後方に位置することとなるが、そうした典農部屯田の耕作者にだけ末作治世が公然と許されたということは、彼らが直接兵として出陣する機会が殆んどなくなることによつてひまができるからでなく、新たに負担させるべき他の役つまり徭役が屯田耕作に加わつて苛酷となるべきであつたため、それによる疲弊を防ぐてだてが必要であり、その必要に應ずるものとして認められた、といつた線にそつて理解すべきではなからうか。

(35)・(36) 前掲、「魏晋南朝の政治と社会」参照。

なお、晋書卷五に、「史臣曰、……掩唐虞之旧域、班正朔於八荒、天下書同文、車同軌。牛馬被野、余糧委畝。故于時有天下無窮人之謬。雖太平未治、亦足以明吏奉其法、民樂其生矣。」とある。これは西晋の天下統一後(、太康末まで)のことを指している人々とのべきである。こうしたことは、一般郡県民についていえば、天下統一後、戦士的負担を事実上免ぜられた(狄義の)兵戸がその徭役負担をかたがわりし、そのため彼らがそれに注いでいた力を改めて農耕にうちこんだことを暗々裏に示していると推測される。旧来の一般郡県民については、新たに一般郡県民となつた旧典農部民についてもいえるであろう。また旧度支屯田民はそうした旧典農部民と同じ取扱いを受けるようになったことであろうが、それだけに、彼らは官田耕作の租を大幅に引き下げられただけでなく、(かつて典農部民が官田耕作の租を大幅に引き下げられた反面負担したような)徭役負担の苦しみを感ずることも比較的少なかったと思われる。

(37) 祿秩の語は旧来広く内外百官の給与といつた意味で使用されてきたようである(晋書卷九十六鄭袤妻曹氏伝)。恐らく隋書食貨志の指す時期にあつても祿秩の語が旧来の内容をふまえて内外百官の給与の「財源」といつた意味で使用されていたこともあつたであろう。しかし、そのことは本稿の論旨を妨げるものではない。

(38) 漢時代田租の表面的な軽減にもかかわらず、それ以外の負担の総量を考えて、当時の人民の負担はそれ程軽くなかつた。(前掲「漢代の田租と災害による其の減免」)これは、人民の負担をとりあげる際、それを総合的に把握すべきを察せしめるものである。

(39) 前掲「魏晋南朝の政治と社会」参照。

補註(1) 北魏にあつても、始めは租は高率であつたようである。これについては別にとりあげる。

補註(2) 布に絹布と麻布とあること、三調の内容、夏調・祿秩徴収の時期などについては別の機会に述べる。

On the System of Taxation in *Tsin* *Nanchao* Dynasty 晋南朝

—From the Discussion on the Tax System of
Tsinkushih 晋故事 to the Interpretation of
“*Chün Chêngi*” 均政役——

Shigeaki OCHI

What I intended to make clear in this article is as follows:

- (1) The description of *Tsinkushih* which is cited by *Ch'ushsiao-chi* 初学記 indicates that *tsu* 租 of *chant'ien* 占田 is 3 *tous* 斗 and 6 *shêngs* 升 in *su* 粟 per *mu* 畝, and that *tsu* of *k'ot'ien* 課田 is 8 *tous* and 8 *shêngs* in *su* per *mu*.
- (2) We can think that in the 5th year of *Hsienho* 咸和 of *Tungtsin* 東晋 (330 A. D.) the *tsu* in *tot'ien-shoutsu* 度田收租制 system was nearly 3 *tous* in *mi* 米 per *mu*. Some existing books assume by mistake that it was 3 *shêngs* in *mi*. In point of fact it was 3 *tous* in *mi*.
- (3) “*Chün chêngi*”, which was aimed at by the abolition of *tiennungkuan* 典農官 at the end of *Wei* 魏 and in the early part of *Tsin* 晋, has the following contents:
 - (a) The peasants of *tiennungpu t'unt'ien* 典農部屯田 are anew to be under the control of *t'unt'ien shangshu* 屯田尚書.
 - (b) The tax of general peasants is raised, but their *yaoi* 徭役 is reduced, and thus on the whole their burden is either the same as the former or is lightened.
 - (c) The tax of the former peasants of *tiennungpu t'unt'ien* 典農部屯田 is reduced, but, on the other hand, their *yaoi* is raised. The *tsu* at this juncture is the *tsu* of *k'ot'ien*.
 - (d) In such an innovation, the general peasants were set as a standard, and the total burden of the former peasants in *tiennungpu t'unt'ien* was equal to that of the general peasants.